

山監査第170号
令和4年（2022年）2月24日

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第16条の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江本勝一

山陽小野田市監査委員 岡山明

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長、山陽小野田市議会及び山陽小野田市教育委員会

3 報告書提出年月日

令和4年2月24日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第13条第1項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

教育委員会事務局

教育総務課及び社会教育課（各小・中学校、各公民館、津布田会館、青年の家及び歴史民俗資料館を含む。）

3 監査の期間

令和3年12月6日から令和4年2月10日まで

4 監査の着眼点

定期監査に関する着眼点に基づき実施した。

5 監査の方法

今回の監査は、令和3年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

6 監査の結果

監査した結果、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

